

議事日程第13号

令和3年(2021年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例会議会議事日程
令和3年(2021年)8月31日午前9時30分開議
議会期間(令和3年8月31日から同年9月29日まで30日間)

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 発議第15号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 発議第16号 | 選挙管理委員及び同補充員の選挙について |
| 日程第3 | 議案第47号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程第4 | 議案第48号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第49号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第50号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第51号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第52号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第53号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計決算認定について |

| | | |
|-------|--------|--|
| 日程第15 | 議案第59号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第60号 | 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第61号 | 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第62号 | 大阪狭山市手数料条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第63号 | 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第64号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第21 | 議案第65号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について |
| 日程第22 | 議案第66号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について |
| 日程第23 | 議案第67号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第24 | 報告第5号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について |
| 日程第25 | 報告第6号 | 令和2年度(2020年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について |
| 日程第26 | 報告第7号 | 令和2年度(2020年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について |
| 日程第27 | 請願第3号 | 国に対し「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について |
| 日程第28 | 陳情第5号 | 狭山池・副池「あそびの丘」事業についての陳情について |
| 日程第29 | 陳情第6号 | 議員定数(3名)削減に関する陳情について |

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第30 | 陳情第7号 | 市職員の地域手当（15%）を10%に引き下げるよう求める陳情について |
| 日程第31 | 要望第3号 | 太陽光パネルの弊害に対する市へ要望について |
| 日程第32 | 要望第4号 | 避難所（体育館）へのエアコン設置を実現するよう求める要望について |
| 日程第33 | 要望第5号 | 公共施設のWi-Fi環境の整備と、施設使用料金の減額措置を求める要望について |
| 日程第34 | 要望第6号 | コロナ対策として食事療養費標準負担額の助成の継続を求める要望について |

発議第15号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健

記

8番 井上 健太郎

9番 北 好 雄

発議第16号

選挙管理委員及び同補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び同条第2項の規定により、選挙管理委員4人及び同補充員4人を選挙されたい。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健

議案第47号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市西山台一丁目28番13号

氏 名 河 合 洋 次

昭和51年2月10日生

議案第48号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第49号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第50号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第51号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第52号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第53号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第54号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第55号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第56号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第57号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第58号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第59号

令和2年度(2020年度)大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度(2020年度)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第60号

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例につ
いて

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例

大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第18条の6第1項第2号及び第3号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（）」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第19条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第19条の4第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第26条中「までに、」の次に「施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による」を加える。

附則第2条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第3条の3中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 大阪狭山市市税条例第18条の6及び同条例附則第3条の3の改正規定 令和4年1月1日

(2) 大阪狭山市市税条例第16条の2、同条例第19条、同条例第19条の4及び同条例附則第2条の改正規定 令和6年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の6第1項の規定は、所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の大阪狭山市市税条例第18条の6第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第16条の2、同条例第19条、同条例第19条の4及び同条例附則第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第61号

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

| | | |
|---|-------|---|
| 3 | 市長 | 大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する和48年大阪狭山市条例第31号)による医に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 | 教育委員会 | 児童生徒の就学援助に関する事務であって規 もの |
| 5 | 教育委員会 | 特別支援教育の就学奨励に関する事務であっ めるもの |

る条例（昭
療費の助成
則で定める
て規則で定

を

| | | |
|---|-------|--|
| 3 | 市長 | 大阪狭山市重度障害者の医療費の助成に関する和48年大阪狭山市条例第31号)による医に関する事務であって規則で定めるもの |
| 4 | 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支の法律（平成17年法律第123号）による援事業の実施に関する事務であって規則で定 |
| 5 | 教育委員会 | 児童生徒の就学援助に関する事務であって規 もの |
| 6 | 教育委員会 | 特別支援教育の就学奨励に関する事務であっ めるもの |

る条例（昭
療費の助成
援するため
地域生活支
めるもの
則で定める
て規則で定

に改める。

別表第2に次のように加える。

| | | |
|------|--|--|
| 4 市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報及び介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
|------|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

大阪狭山市手数料条例等の一部を改正する条例
について

大阪狭山市手数料条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市手数料条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市手数料条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削り、同表の6の項を同表の5の項とし、同表の7の項から19の項までを1項ずつ繰り上げる。

(大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大阪狭山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市個人情報保護条例（平成10年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第63号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例について

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改める。

第4章 雑則（第53条）

第5条第2項から第5項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付

認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第65号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第66号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第67号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)8月31日提出

大阪狭山市長 古川 照人

令和 2 年度 (2020 年) 大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度 (2020 年) 大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 3 年 (2021 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------------|----------------|-----------------|----------------|
| — (13.02) | — (18.02) | 2.2 (25.0) | — (350.0) |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和 2 年度 (2020 年度) 大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度 (2020 年度) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 3 年 (2021 年) 8 月 31 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

| 会計の名称 | 資金不足比率 (%) |
|---------|------------|
| 水道事業会計 | — |
| 下水道事業会計 | — |

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

報告第 7 号

令和 2 年度 (2020年度) 公益財団法人大阪狭山市文
化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 2 年度 (2020年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

令和 3 年 (2021年) 8 月 3 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人